

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 3月 28日

新潟市教育委員会

教育長 井崎規え

新潟市教育委員会規則第2号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条地域教育推進課の項を削り、同条学校支援課の項中「庶務係」を「地域クラブ活動推進室 庶務係」に改め、同条に次のように加える。

生涯学習推進課 地域学校協働推進室

第4条地域教育推進課の項を削り、同条学校支援課の項第4号の次に次の2号を加える。

- (5) スクールバス及び通学に対する補助の総括に関すること。
- (6) 地域クラブ活動の推進及び充実に関すること。

第4条に次のように加える。

生涯学習推進課

- (1) 生涯学習推進施策の調整に関すること。
- (2) 生涯学習施設の整備に係る連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 文化財の保護事務の連絡調整に関すること。
- (5) 博物館の登録等の連絡調整に関すること。
- (6) 社会教育委員に関すること。
- (7) 生涯学習に係る情報の収集、提供及び相談に関すること。
- (8) 社会教育団体の育成に関すること。
- (9) 地域とともにある学校づくりの推進に関すること。

- (10) 青少年教育の推進に関する事。
- (11) 青少年の健全育成及び非行防止に関する事。
- (12) 社会環境浄化の調査及び啓発に関する事。
- (13) 成人団体及び青少年育成団体への支援並びに関係機関との連絡調整に関する事。
- (14) 学校施設の地域開放に係る企画、調整及び実施に関する事。
- (15) 学校開放に係る使用料の徴収に関する事。

第8条中第1号から第6号までを削り、第7号を第1号とし、第8号を第2号とし、第9号を削り、第10号を第3号とし、第11号を第4号とし、第12号を第5号とし、第13号を削り、第14号を第6号とし、第15号から第18号までを8号ずつ繰り上げる。

第10条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 入徳館野外研修場及び芸術創造村・国際青少年センターに関する事。

第18条第3号中「適応指導教室」を「子ども支援室」に改める。

第19条の4第15号中「共に歩む」を「ともにある」に、「地域教育推進課」を「生涯学習推進課」に、「除く」を「除く。」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。